

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を少しでも緩やかにするため、県外から18歳未満の養育する世帯員を帯同して本市に移住し、市内の医療機関、福祉施設等で医療・福祉職に就業した者又は当該職に就業するのに必要な資格を取得するために市内の養成機関に就学した者に対し、当該年度の予算の範囲内で令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療・福祉職 県内の医療機関、福祉施設等で業務を行う際に必要な医療・福祉分野の資格として、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領（令和5年8月10日実施）第2第1項の規定により青森県知事が認める資格（以下「事業対象資格」という。）に基づく業務をいう。
- (2) 子育て世帯 18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯をいう。
- (3) ひとり親世帯 子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。

(交付対象者の要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号及び第2号に掲げる要件に該当し、かつ、第3号又は第4号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、本市に転入する前から18歳未満の世帯員を養育し、かつ、移住支援金の申請時においても現に当該世帯員を養育していること。
 - イ 移住元において、申請者と申請者の養育する世帯員が、同一世帯に属していたこと。
 - ウ 移住支援金の申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員が同一世帯に属していること。
 - エ 申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、令和5年4月1日以降に本市に転入したこと。
 - オ 移住支援金の申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、本市に居住していること。
 - カ 申請者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (2) 次に掲げる移住等に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上県外に居住していたこと。
 - (イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
 - イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 第5条第1項の規定により申請した日（以下「申請日」という。）において、本市転入後1年以内であること。
 - (イ) 申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
 - ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

- (イ) 市税に未納の額がないこと。
 - (ウ) 青森県及び本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (3) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 申請者が事業対象資格を有していること。
 - イ 申請者が市内の医療機関、福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が市内に所在すること。
 - ウ 申請者が次に掲げるいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。
 - (ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」
 - (イ) 公共職業安定所
 - (ウ) 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
 - (エ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所
 - (オ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所
 - (カ) 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
 - (キ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所
 - (ク) 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
 - (ケ) (ア) から (ク) までに掲げる機関等以外の機関等であって青森県知事が認めるもの
 - エ 週の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において当該就業先に在職していること。
 - オ 当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (4) 次に掲げる就学に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 申請者が事業対象資格を有していないこと（現に有する事業対象資格以外の事業対象資格を取得しようとする場合を除く。）。
 - イ 申請者が市内の医療機関、福祉施設等において医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために次に掲げるいずれかの市内の養成機関（通信制を除く。）に就学すること。
 - (ア) 薬剤師養成校
 - (イ) 看護師等養成所
 - (ウ) 理学療法士養成校
 - (エ) 歯科衛生士・歯科技工士養成校
 - (オ) 管理栄養士養成校
 - (カ) 栄養士養成校
 - (キ) 保育士養成校
 - (ク) 社会福祉士養成施設
 - (ケ) 介護福祉士養成施設
 - (コ) 介護福祉士実務者養成施設
 - (サ) (ア) から (コ) までに掲げる養成機関以外の養成機関であって青森県知事が認めるもの
 - ウ 申請者がイに掲げる養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、前号の要件を満たす医療機関、福祉施設等において3年以上医療・福祉職に就業する意思があること。
 - エ 移住支援金の申請時において、申請者が市内の養成機関に在籍していること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、子育て世帯1世帯当たり100万円（ひとり親世帯にあつては、1世帯当たり100万円を加算した額）に、申請日の属する年度の4月1日現在において18歳未満の養育する世帯員1人につき100万円を加算した額（令和8年4月1日以後に本市へ転入した者にあつては、上限は200万円）とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、令和8年12月28日までの間に、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) 事業対象資格を有していることが確認できる書類（第3条第3号に該当する場合に限る。）
- (3) 移住後の就業先の就業証明書（第3条第3号に該当する場合に限る。）
- (4) 第3条第3号ウに掲げる機関等の求人票等（第3条第3号に該当する場合に限る。）
- (5) 移住後の就学先の在学証明書（第3条第4号に該当する場合に限る。）
- (6) 転入前の居住地及び居住期間、転入前及び移住支援金の申請時において申請者と申請者の養育する世帯員が同一世帯であること並びに本市に転入したことがわかる戸籍の附票等
- (7) 市税に係る納税証明書
- (8) 個人情報確認同意書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を、市が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(併給の制限)

第6条 申請者は、第3条に規定する要件及び令和8年度青森市移住支援金交付要綱（令和8年4月1日実施）第3条に規定する要件を満たす場合は、移住支援金（ひとり親世帯に係る加算分を除く。）の交付を申請できないものとする。

2 申請者は、第3条に規定する要件及び令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱（令和8年4月1日実施）第2条に規定する要件を満たす場合において、同要綱第3条第2号に規定する移転費を申請するときは、移住支援金（ひとり親世帯に係る加算分を除く。）の交付を申請できないものとする。

3 申請者は、第3条に規定する要件及び令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱（令和8年4月1日実施）第3条又は令和8年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金交付要綱（令和8年4月1日実施）第2条に規定する要件を満たす場合は、移住支援金及び令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱又は令和8年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金交付要綱に規定する支援金のいずれかの支援金の交付の申請ができるものとし、移住支援金との併給はできないものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否の決定及び当該移住支援金の額を確定し、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付請求書の提出があったときは、当該請求に基づき移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付の申請)

第9条 交付決定者は、第7条の規定による移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（以下「再交付願」

という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書〔再交付〕を交付決定者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、移住支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書を市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)(第3条第3号に該当する者に限る。)が次の各号のいずれかに該当したときは、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求書により、期限を定めて受給者に対し移住支援金の当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日(受給者が、この要綱の実施の日前に第3条第1号から第3号までに掲げる要件に該当していた場合にあつては、当該要件に該当した日。以下この項において同じ。)から起算して3年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合

ウ 申請日から起算して1年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合

エ その他全額の返還が適当であると市長が認めた場合

(2) 次に掲げる場合 半額

ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合

イ 申請日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合

ウ その他半額の返還が適当であると市長が認めた場合

(3) 次に掲げる場合 4分の1相当の額

ア 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合

イ その他4分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合

(4) 次に掲げる場合 8分の1相当の額

ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合

イ その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合

2 市長は、受給者(第3条第4号に該当する者に限る。)が次の各号のいずれかに該当したときは、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求書により、期限を定めて受給者に対し移住支援金の当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日(受給者が、この要綱の実施の日前に第3条第1号、第2号及び第4号に掲

- げる要件に該当していた場合にあっては、当該要件に該当した日。以下この項において同じ。) から起算して3年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合
- ウ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業できなかった場合
- エ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格の取得に至らなかった場合
- オ その他全額の返還が適当であると市長が認めた場合
- (2) 次に掲げる場合 半額
- ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県外に転出した場合
- イ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に医療・福祉職に従事するため第3条第3号の要件を満たす医療機関、福祉施設等に就業しなかった場合
- ウ 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に医療・福祉職に従事するため第3条第3号の要件を満たす医療機関、福祉施設等に就業し、当該就業した日から起算して1年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
- エ その他半額の返還が適当であると市長が認めた場合
- (3) 次に掲げる場合 4分の1相当の額
- ア 第3条第4号イに掲げる養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に医療・福祉職に従事するため市内の医療機関、福祉施設等に就業し、当該就業した日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に移住支援金の要件を満たす職を退いた場合
- イ 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
- ウ その他4分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合
- (4) 次に掲げる場合 8分の1相当の額
- ア 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
- イ その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合
- 3 市長は、第1項第1号エ、第2号ウ、第3号イ及び第4号イ並びに第2項第1号オ、第2号エ、第3号ウ及び第4号イの規定により受給者に対し移住支援金の返還を請求しようとするときは、あらかじめ青森県に当該返還の請求について協議し、青森県の同意後、その同意に係る決定内容を令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求決定通知書により受給者に通知するものとする。

(返還事由の確認)

第13条 受給者(第3条第3号に該当する者に限る。)は、前条第1項の要件に該当しないことを証明するため、次に掲げる書類を、移住支援金を受給した翌年度から毎年度市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 就業先の就業証明書

(2) 現住所が分かる書類(住民票、税金又は公共料金の納入通知書の写し等)

2 受給者(第3条第3号に該当する者に限る。)は、前条第1項の要件に該当した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

3 受給者(第3条第4号に該当する者に限る。)は、前条第2項の要件に該当しないことを証明するため、次に掲げる書類を、移住支援金を受給した翌年度から毎年度市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 就学先の在学証明書(就職した場合には、就業証明書)

(2) 現住所が分かる書類(住民票、税金又は公共料金の納入通知書の写し等)

4 受給者（第3条第4号に該当する者に限る。）は、前条第2項の要件に該当した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（返還免除）

第14条 受給者は、第12条第1項及び第2項に規定する事由に該当するに至った要因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、返還免除の可否についておおもり医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除協議書により青森県に協議するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受理したときは、前項の青森県の同意後、その内容を審査し、返還免除に係る決定内容を令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書又は令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書により当該受給者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

第15条 市長は、受給者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、県内の他市町村から移住支援金と同様の移住に係る支援金の交付を受けた者が当該他市町村から本市に転入し、その後県外に転出した場合は、当該支援金を交付した市町村に対してその旨を通知するものとする。

3 市長は、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

（取扱方法）

第16条 この要綱及び青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

青森市長 様

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書
（第3条第3号（就業）の要件に該当する場合）

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名（自署）		西暦	年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の申請状況（該当する欄に○を付けてください）

同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）		ひとり親世帯	
上記家族の人数のうち 18歳未満の者の人数		青森県移住支援事業費補助金 の支給の有無	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して本市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
職種について	A. 事業対象資格である	B. 事業対象資格でない
公共職業安定所、青森県ナースバンク、青森県福祉人材センター、青森県保育士人材バンク等の職業紹介を経ているか	A. 経ている	B. 経ていない
転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であるか	A. 新規の雇用である	B. 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更である

※ 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住前の住所

住所	〒
----	---

(別紙)

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額、4分の1、8分の1を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等が判明した場合：全額
 - (2) 申請日から起算して3年を経過する日までの間に青森市から県外に転出した場合（青森市から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：全額
 - (3) 申請日から起算して1年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合：全額
 - (4) その他県及び青森市が全額の返還が適当であると認めた場合：全額
 - (5) 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に青森市から県外に転出した場合（青森市から青森県の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：半額
 - (6) 申請日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合：半額
 - (7) その他県及び青森市が半額の返還が適当であると認めた場合：半額
 - (8) 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合：4分の1
 - (9) その他県及び青森市が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合：4分の1
 - (10) 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合：8分の1
 - (11) その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合：8分の1
- 3 2に該当しないことを証明するため、以下の書類を、申請した年度の次の年度から毎年度、青森市に提出します。
 - (1) 就業先の就業証明書
※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。
 - (2) 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）
- 4 2に該当した場合は、速やかに青森市に報告します。

青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、申請年度以降も、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

青森市長 様

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書
（第3条第4号（就学）要件に該当する場合）

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ				生年月日
氏名（自署）				西暦 年 月 日
住所	〒	電話 番号		
メールアドレス				

2 移住支援金の申請状況（該当する欄に○を付けてください）

同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）		ひとり親世帯	
上記家族の人数のうち 18歳未満の者の人数			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して本市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
養育者の医療・福祉の資格の有無について※別途、新たに事業対象資格を取得しようとする場合は除く	A. 事業対象資格を有していない	B. 事業対象資格を有している
資格取得の目的が、県内の医療機関又は福祉施設に勤務するためであるか	A. 該当する	B. 該当しない
入学先が、保育士養成校、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設等、県内の医療・福祉職の養成機関か	A. 県内かつ医療・福祉職の養成機関である	B. 該当しない

※ 各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住前の住所

住所	〒	
----	---	--

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額、4分の1、8分の1を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等が判明した場合：全額
 - (2) 申請日から起算して3年を経過する日までの間に青森市から県外に転出した場合（青森市から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：全額
 - (3) 要件を満たす養成機関を退所した場合：全額
 - (4) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関の卒業に必要な単位の取得に至らなかった場合：全額
 - (5) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格の取得に至らなかった場合：全額
 - (6) その他県及び青森市が全額の返還が適当であると認めた場合：全額
 - (7) 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に青森市から県外に転出した場合（青森市から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：半額
 - (8) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格を取得したものの、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合：半額
 - (9) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格を取得し、且つ、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、当該就業した日から起算して後1年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合：半額
 - (10) その他県及び青森市が半額の返還が適当であると認めた場合：半額
 - (11) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業し、事業対象資格取得の上、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、当該就業の日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合：4分の1
 - (12) 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合：4分の1
 - (13) その他県及び青森市が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合：4分の1
 - (14) 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合：8分の1
 - (15) その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合：8分の1
- 3 2に該当しないことを証明するため、以下の書類を、申請した年度の次の年度から毎年度、青森市に提出します。
 - (1) 在学証明書
※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。
 - (2) 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）
- 4 2に該当した場合は、速やかに青森市に報告します。

青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、申請年度以降も、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

青森市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

⑩

就業証明書（移住支援金の申請用）
（第 3 条第 3 号の要件に該当する場合）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日 ※第 3 条第 3 号の場合のみ	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務職種	
職業紹介機関	

※ 医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況等の情報を、青森県及び青森市の求めに応じて、青森県及び青森市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

個人情報確認同意書

年 月 日

青森市長 様

住 所

氏 名

電話番号

私は、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報

様

青森市長 ⑨

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書
（第3条第3号（就業）の要件に該当する場合）

年 月 日に申請のあった令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金について、次のとおり決定したので、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

1 青森市は、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には移住支援金の全額又は半額、4分の1、8分の1返還を請求します。

（1）全額の返還

- ① 虚偽の申請等をした場合
- ② 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過する日までの間に県外に転出した場合
- ③ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して1年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ④ その他県及び青森市が全額の返還が適当であると認めた場合

（2）半額の返還

- ① 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に県外に転出した場合
- ② 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ③ その他県及び青森市が半額の返還が適当であると認めた場合

（3）4分の1の返還

- ① 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
- ② その他県及び青森市が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合

（4）8分の1の返還

- ① 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
- ② その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合

2 青森市は、青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様

青森市長 ㊟

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書
（第3条第4号（就学）要件に該当する場合）

年 月 日に申請のあった令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金について、次のとおり決定したので、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

1 青森市は、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額、4分の1、8分の1の返還を請求します。

（1）全額の返還

- ① 虚偽の申請等をした場合
- ② 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過する日までの間に県外に転出した場合
- ③ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を辞した場合
- ④ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関の卒業に必要な単位の取得に至らなかった場合
- ⑤ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に知事が認める医療・福祉職に係る資格の取得に至らなかった場合
- ⑥ その他県及び青森市が全額の返還が適当であると認めた場合

（2）半額の返還

- ① 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に県外に転出した場合
- ② 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格を取得したものの、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合
- ③ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格を取得し、且つ、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、当該就業した日から起算して1年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
- ④ その他県及び青森市が半額の返還が適当であると認めた場合

（3）4分の1相当の返還

- ① 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業し、事業対象資格を取得の上、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、

当該就業した日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を辞した場合

② 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合

③ その他県及び青森市が4分の1の返還が適当であると認めた場合

(4) 8分の1相当の返還

① 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合

② その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合

2 青森市は、青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

青 森 市 長 様

住所
氏名

印

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付請求書

年 月 日付け青市指令連第 号で交付決定のあった令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求額 円

なお、移住支援金については、下記の口座に振り込みしてください。

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

年 月 日

青 森 市 長 様

交付決定通知書再交付願

年 月 日付けで移住支援金の交付決定を受けましたが、下記の理由により通知書を再交付願います。

申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
再交付理由			

青市指令連第 号
年 月 日

様

青森市長 ⑨

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付決定通知書[再交付]

年 月 日に再交付願のあった移住支援金に係る交付決定通知書について、下記のとおり再交付いたします。

記

交付決定額 円

(備考)

- 1 青森市は、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 全額の返還
 - ① 虚偽の申請等をした場合
 - ② 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過する日までの間に県外に転出した場合
 - ③ 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して1年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ④ その他県及び青森市が全額の返還が適当であると認めた場合
 - (2) 半額の返還
 - ① 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に県外に転出した場合
 - ② 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - ③ その他県及び青森市が半額の返還が適当であると認めた場合
 - (3) 4分の1の返還
 - ① 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
 - ② その他県及び青森市が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合
 - (4) 8分の1の返還
 - ① 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合
 - ② その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合
- 2 青森市は、青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告

を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

居住状況報告書

年 月 日

青 森 市 長 様

氏名

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、報告します。

居住状況

住所	〒
電話番号	

※上記の住所が記載された直近1月の電気、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書（写しでも可）を添付してください。

様式第9号（第12条関係）

青 市 連 第 号
年 月 日

様

青森市長 ㊟

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求書

年 月 日付け青市指令連第 号で交付決定した青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第12条の規定により返還を請求します。

記

- 1 交付済額
- 2 返還請求額
- 3 取消しの理由
- 4 返還期限
- 5 返還方法

下記の指定口座へ振込

金融機関名：青森みちのく銀行 支店名：青森市役所支店

種類：普通預金 口座番号：95010 口座名義人：青森市会計管理者

※恐れ入りますが振込手数料は 様の負担でお願いいたします。

様式第10号（第12条関係）

青 市 連 第 号
年 月 日

様

青森市長 ㊟

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還請求決定通知書

年 月 日付け青市指令連第 号で交付決定した青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金について、青森県と青森市で協議した結果、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱第12条第□項第□号□の規定により返還請求が決定したことを通知します。

記

- 1 交付済額
- 2 返還請求額
- 3 取消しの理由
- 4 返還期限

青森市長 様

住所

氏名

令和 8 年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除申請書

令和 8 年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり移住支援金の返還免除を申請します。

記

返還対象要件 (該当項目にレ 点)	全額の返還
	<input type="checkbox"/> 虚偽の申請等をした場合 <input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金申請日から起算して 3 年を経過する日までの間に県外に転出した場合 <input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金申請日から起算して 1 年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合 <input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を退所した場合 <input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関の卒業に必要な単位の取得に至らなかった場合 <input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して 1 年を経過する日までの間に事業対象資格の取得に至らなかった場合 <input type="checkbox"/> その他県及び申請者が移住した市町村が全額の返還が適当であると認めた場合 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>
	半額の返還
	<input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して 3 年を経過した日から 5 年を経過する日までの間に県外に転出した場合 <input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して 1 年を経過した日から 3 年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合 <input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関卒業した日から起算して 1 年を経過する日までの間に事業対象資格を取得したものの、当該資格に基づく業務に従事

	<p>するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合</p> <p><input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格を取得し、且つ、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、当該就業した日から起算して1年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他県及び申請者が移住した市町村が半額の返還が適当であると認めた場合</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>4分の1相当の返還</p> <p><input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過するまでの間に県内の他市町村に転出した場合</p> <p><input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から起算して1年を経過する日までの間に事業対象資格を取得し、且つ、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、当該就業した日から起算して1年を経過した日から3年を経過する日までの間に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他県及び申請者が移住した市町村が4分の1相当の返還が適当であると認めた場合</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>8分の1相当の返還</p> <p><input type="checkbox"/> 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に県内の他市町村に転出した場合</p> <p><input type="checkbox"/> その他県及び申請者が移住した市町村が8分の1相当の返還が適当であると認めた場合</p>
返還免除申請額	万円
返還免除申請理由 (該当項目にレ点)	<p><input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職</p> <p><input type="checkbox"/> 災害による転居・離職</p> <p><input type="checkbox"/> 病気による転居・離職</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

青森県知事 殿

青森市長

あおもり医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除協議書

令和 8 年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の返還免除に係る下記の決定について協議します。

記

返還免除申請者氏名	
既支給額	円
返還免除申請額	円
返還免除の可否 (いずれかに○)	免除する ・ 免除しない
可否を判断した理由	<p>【免除する場合】 (該当項目にレ点) 次の理由により免除することがやむを得ないと判断されるため</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>【免除しない場合】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>

【添付書類】

- ・ 移住支援金返還免除申請書の写し
- ・ 返還免除理由を証明する書類の写し

様式第13号（第14条関係）

青市連第 号
年 月 日

様

青森市長

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった移住支援金については、令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり免除することに決定したので、同要綱第 条の規定により通知します。

記

1 返還免除申請額

2 返還免除承認額

様式第14号（第14条関係）

青市連第 号
年 月 日

様

青森市長

令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった移住支援金については、下記の理由により令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由